Ⅶ 研究のまとめ

東日本大震災における福島県内の被害状況は、特に給食施設、ライフラインにおいて、大きな被害が もたらされた。

給食開始までの子どもの昼食については、浜通りでは通常通りの給食を開始できた施設がなく、全体的に大きな被害を受けた。弁当持参や簡易給食としてスタートした施設が高い割合をしめた。

支援物資の提供を受けた施設も3割あり、食材の確保が困難であったため、献立内容や調理作業内容についての検討が必要となり、給食食材確保のために給食業者と連絡を取りあった割合が高くなっており、給食を実施するにあたり重要な部分であった。

また、学校給食施設を中心として、関係機関や、保護者との連携により給食提供ができる範囲で実施された。

学校給食の現在の状況については、浜通り地域では、自分の施設で調理した通常給食の割合は多くなっているが、依然として、避難先の学校給食施設からの給食や、民間からの弁当給食も実施されている。中通り、会津地域おいては、自分の施設で調理した給食の提供がほとんどである。

放射能災害への主な対応については、食材の安全性を確保する体制が早くに整備されたことがわかり、特に浜通りの対応が早かった。県内全体で保護者の安全・安心を得るために様々な手だてを講じている。

今回の複合的な未曾有の大災害は、各方面に大きな被害をもたらしたが、学校給食現場においては、 使用食材の選定、放射性物質検査体制の整備など未だに多くの問題を抱えて実施しているのが現状であ る。

長期化が予想される放射性物質検査においては、各給食施設においての検査、納入業者による検査など、今後もより一層の安全・安心を第一に考えている。

本研究は、この大規模災害における実体験を記録に残すとともに、放射性物質による汚染被害が発生した際の学校給食現場での「内部被曝を避ける食材」等について様々な実例などを収集し、また、災害時にも容易に利用できる食材及び必要物品等、多くの文献を参照しながら実践可能なものを分かりやすく紹介し、今後の取組みに生かすことができるよう配慮した。

食育に関する緊急調査研究会設置要項

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、福島原発事故の未曾有の災害において、福島県でも甚大な被害に見舞われ、各学校、各学校給食センターでも施設設備が損傷し、また、被害を免れた給食施設にあっても学校給食に使用する食材の確保、物流方法など学校給食の提供が特に厳しい状況であった。

現段階においても避難先にて、やむなく簡易給食を実施している施設や、複数の学校給食施設を統合して実施している地区もあるのが現状である。

今回の、東日本大震災、原発事故から得た貴重な学校給食の実態経験を記録に留め、緊急時の対応の教訓として構築する必要性があり、また、放射能災害の長期化が予測されることを踏まえ、学校給食用食材の処理過程などにおいての放射性物質の科学的処理方法についての収集、分析を調査し、学校給食非常時における対策や食の安全・安心の普及充実に資することを目的として、食育に関する緊急調査研究会(以下「緊急調査研究会|という。)を設置する。

2 緊急調査研究機関

緊急調査研究機関は、公益財団法人福島県学校給食会とする。

3 緊急調査テーマ 「大規模災害と学校給食」

4 緊急調査研究内容

緊急調査研究会は、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) 大規模災害時に学校給食が直面する様々な問題を実例検証し、今後の課題や対策の方向性を明らかにする。
- (2) 大規模で長期化する放射能災害の中で、体内被曝を避ける学校給食の在り方について、様々な実例や科学的知見を収集し分析する。

5 委 員

緊急調査研究会の委員は、学校関係教職員等20名をもって構成する。なお、委員の委嘱は、公益財団法 人福島県学校給食会会長(以下「会長」という。)が行う。

6 委員の任期

委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

ただし、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

7 委員長、副委員長

- (1) 調査研究会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- (3) 委員長は、会議を掌理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

8 会 議

- (1) 緊急調査研究会は、会長が招集する。
- (2) 緊急調査研究会の議長は、委員長がこれにあたる。
- (3) 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 補 則

この要項に定めるもののほか、緊急調査研究会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

この要項は、平成24年2月1日から施行する。

調査協力小・中学校及び学校給食共同調理場(学校給食センター)

ブロック		共同調理場(給食センター)	単独調理場(学校)
中	県 北	福島市西部学校給食センター 福島市南部学校給食センター 福島市・川俣町学校給食センター 伊達市保原学校給食センター 桑折町学校給食センター	福島市立杉妻小学校 福島大学附属小学校 二本松市大平小学校
通 り	県 中	郡山市立中学校給食センター 郡山市立中学校第二給食センター 天栄村学校給食センター	郡山市立日和田小学校 郡山市立桃見台小学校 郡山市立薫小学校 須賀川市立第一小学校 鏡石町立第一小学校
	県南	白河学校給食センター 白河市大信学校給食センター	白河市立白河第五小学校
会	会 津	会津若松市門田地区学校給食センター 会津若松市河東地区学校給食センター	会津若松市立城西小学校
津	南会津	只見町学校給食センター	
浜通り	相双	南相馬市教育委員会(南相馬市学校給食センター) 広野町学校給食共同調理場	相馬市立大野小学校 相馬市立玉野小学校 相馬市立玉野小学校 相馬市立八幡小学校 相馬市立中村第二小学校 相馬市立桜丘小学校 相馬市立破過小学校 相馬市立田立木小学校 相馬市立中村第二中村第二中村第二中村第二中村第二中村第二中村第二中学校 相馬市立 磯辺中学校 相馬市立 八高小学校
	いわき	いわき市立平南部学校給食共同調理場 いわき市立平北部学校給食共同調理場 いわき市立勿来学校給食共同調理場	いわき市立川部小学校

食育に関する緊急調査研究会委員等名(平成24年度)

委 員 長	佐 藤 由美子	主任栄養技師	郡山市立薫小学校
副委員長	横 田 みえ子	栄養教諭	只見町学校給食センター
委 員	菊 地 金 子	主任栄養技師	福島市立杉妻小学校
委員	井 間 眞理子	栄養教諭	福島市・川俣町学校給食センター
委 員	遠藤幸子	栄養教諭	福島大学附属小学校
委 員	三 浦 輝 美	主任栄養技師	伊達市保原学校給食センター
委 員	古 沢 祐 子	養護教諭	二本松市立大平小学校
委員	佐 藤 香代子	指導主事	県中教育事務所
委員	松本浩枝	副主任栄養技師	天栄村学校給食センター
委 員	江 口 梨 絵	副主任栄養技師	玉川村学校給食西部共同調理場
委 員	清 川 睦 子	主任栄養技師	白河市学校給食センター
委 員	田 原 智代子	主任栄養技師	矢吹町立善郷小学校
委 員	細野貴世	主任栄養技師	会津若松市立城西小学校
委 員	佐 藤 千恵子	主任栄養技師	会津若松市門田地区学校給食センター
委 員	長 嶺 恵美子	栄養教諭	喜多方市立塩川小学校
委員	千代田 幸 子	教頭	猪苗代町立吾妻中学校
委 員	渡 部 和 子	主任栄養技師	南相馬市立小高小学校
委員	鮎 瀬 美 鈴	主任栄養技師	いわき市立川部小学校
委員	赤 津 由紀子	栄養教諭	いわき市立平南部学校給食共同調理場

講師及び 指導助言者	松浦	芳 孝		福島大学人間発達文化学類教職相談員
指導助言者	田村	正美	主任栄養技師	福島県教育庁健康教育課
事務局担当者	川本	輝 子	主任栄養技師	公益財団法人福島県学校給食会普及検査班